

小樽税務署からのお知らせ

確定申告も「在宅」で感染防止！

新型コロナウイルス感染防止の観点からも、国税庁ホームページをご利用いただき、ご自宅での確定申告書作成をお願いいたします。

STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告



スマートフォンはこちらから→



STEP 2 申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力！

STEP 3 申告書を送信

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

① マイナンバーカード



② ICカードリーダライタ 又は マイナンバーカード対応のスマートフォン



又は



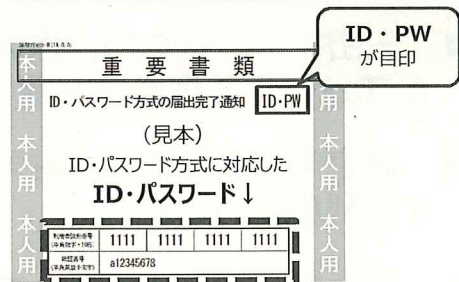
ICカードリーダライタとして代用できる端末は一部のAndroid端末のみ



対象端末の一覧はこちらから！

又は

IDとパスワードで送信



「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

※ 印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます。

マイナンバーの記載について

税務署へ申告書などを提出する際は、“毎回”マイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

- ※ e-Taxで提出すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。
- ※ 本人確認書類とは、例1：マイナンバーカード、例2：通知カード及び運転免許証など
- ※ 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

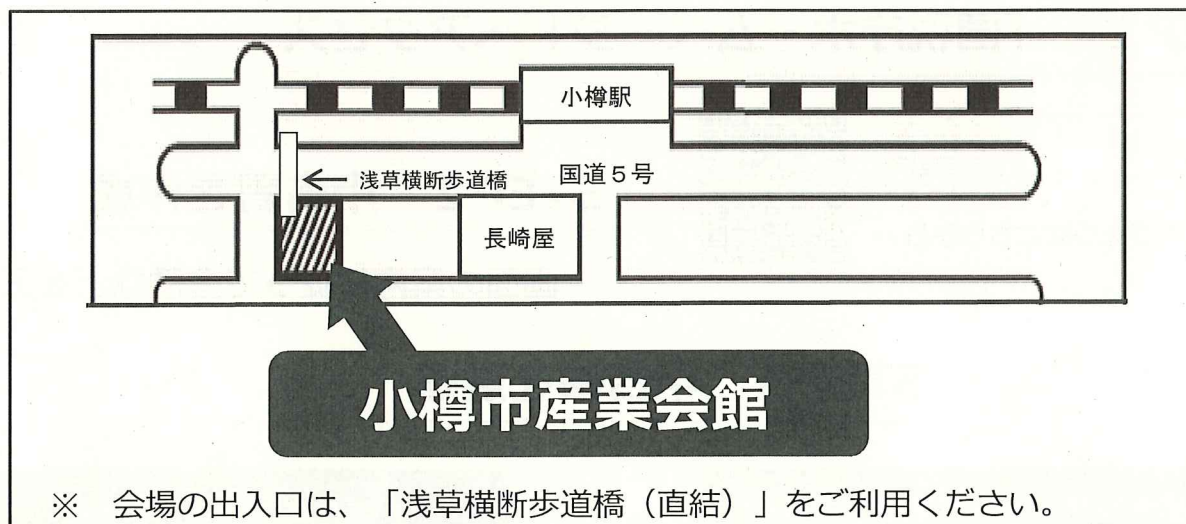
確定申告会場の情報は、裏面をご覧ください

確定申告会場について

開設期間 令和3年2月16日(火)～3月15日(月) (土日祝日等除く)

受付時間 午前9時～午後4時 (混雑状況により、早めに締め切る場合があります。)

会場 小樽市産業会館2階 (小樽市稲穂2丁目17番1号)



- 三密を避けるため、**作成済みの確定申告書は小樽税務署に郵送又はe-Taxによる提出**をお願いします。
- 確定申告会場には、駐車場は設置しておりませんので公共交通機関等をご利用願います。
- 税務署の庁舎内には、確定申告会場を設置しておりません。

感染症を拡大させないためにご協力をお願いします

【各会場で当日分を配付】



【LINEで事前発行】

会場への入場には「入場整理券」(※)が必要



来場時は、マスクを着用し少人数で



来場時の検温・アルコール消毒



体調不良時は来場しない

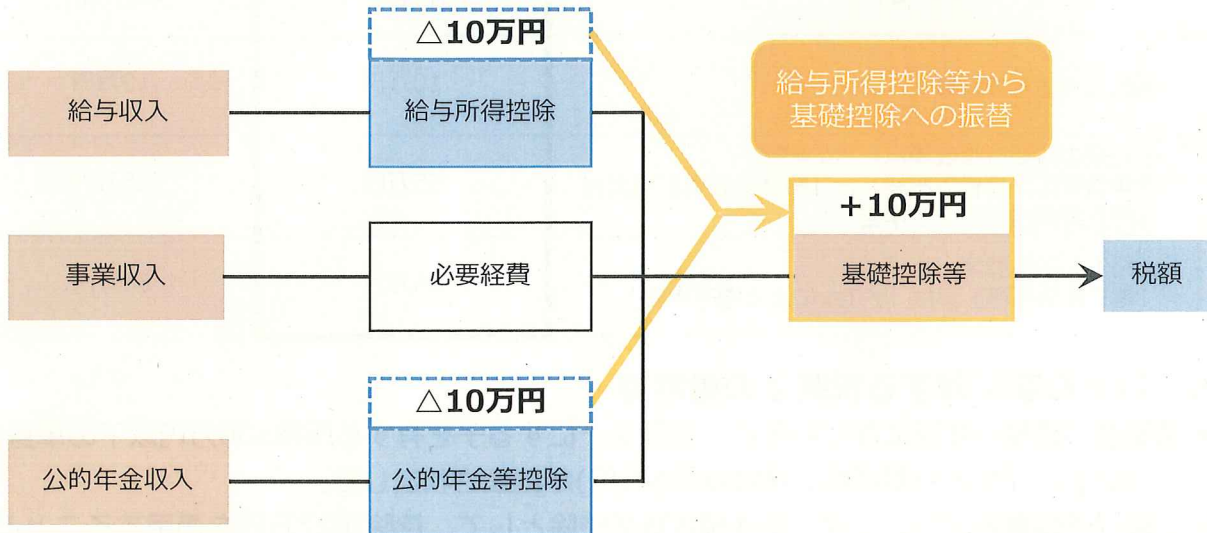
※ 当日の相談状況により、指定時間よりも後の時間帯の入場となる場合があります。また、当日分の整理券の配付が終了した場合は、後日の来場をお願いします。

【お問合せ先】 小樽税務署 〒047-0007 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎
☎0134-23-2171 ※自動音声でご案内します。

令和2年分の確定申告から適用される主な税制改正について

1 給与所得控除等から基礎控除への振替

- 給与所得控除及び公的年金等控除の控除額が10万円引き下げられ、基礎控除の控除額が10万円引き上げられました。



2 給与所得控除の改正

- 給与収入が850万円を超える方の控除額が195万円に引き下げられました。
- 子育て世代等に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する方には、負担増が生じない措置が講じられています（所得金額調整控除）。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	令和2年分	令和元年分
162.5万円以下	55万円	65万円
162.5万円超 180万円以下	その収入金額×40% - 10万円	その収入金額×40%
180万円超 360万円以下	その収入金額×30% + 8万円	その収入金額×30% + 18万円
360万円超 660万円以下	その収入金額×20% + 44万円	その収入金額×20% + 54万円
660万円超 850万円以下	その収入金額×10% + 110万円	その収入金額×10% + 120万円
850万円超 1,000万円以下	195万円	その収入金額×10% + 120万円
1,000万円超	195万円	220万円

3 公的年金等控除の改正

- 公的年金等収入が1,000万円を超える方の控除額に上限が設けられました。
- 公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える方の控除額が引き下げられました。

4 基礎控除の改正

- 基礎控除が38万円から48万円に引き上げられるとともに、合計所得金額が2,400万円を超える方の控除額が引き下げられ、2,500万円を超える方の控除が廃止されました。

5 青色申告特別控除の改正

- 65万円の青色申告特別控除の適用要件に「電子帳簿保存」又は「e-Taxによる電子申告」が追加されました。
- 詳しくは、「令和2年分の所得税確定申告から65万円の青色申告特別控除の適用要件が変わります（リーフレット）」をご確認ください。

要件等	令和2年分	令和元年年分
簡易な方法での記帳	10万円	10万円
①正規の簿記（複式簿記）での記帳 ②申告書に「貸借対照表」と「損益計算書」を添付 ③申告期限内での確定申告	55万円	65万円
上記①～③に加え、 「電子帳簿保存」又は「e-Taxによる電子申告」	65万円	65万円

6 ひとり親に対する税制上の措置等

- 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する所得500万円以下の単身者について、「ひとり親控除」（控除額35万円）が創設されました。
- 上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として、控除額27万円を適用することとし、所得制限（所得500万円）が設けられました。

【本人が女性の場合の控除額】

		死別	離別	ひとり親
扶養親族	子あり	35万円	35万円	35万円
	子以外	27万円	27万円	-
	無し	27万円	-	-

【本人が男性の場合の控除額】

		死別	離別	ひとり親
扶養親族	子	35万円	35万円	35万円
	子以外	-	-	-
	無し	-	-	-

7 チケット寄附税制の創設

- 新型コロナウイルスの影響により一定のイベントの中止等をした主催者に対して、入場料等の払戻しの請求をしなかった場合のその入場料について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象とされました。

パソコン・スマホから確定申告！

「国税庁ホームページ」へアクセス!!

確定申告



- 税務署に行く手間がかかりません！
- 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！
- 印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます！

661万人が利用

確定申告書等作成コーナーの
利用者の感想

94%の方が役立つ
と回答

(注) 確定申告期間以外の利用可能時間やメンテナンスによりご利用いただけない時間帯については、e-Tax ホームページでご確認ください。